

資料

キム・スンジュン「南朝鮮における農地改革」

〔解題〕 ベトナム戦争の刻々の重大化・三矢作戦のばくろ・日韓条約批准問題といった一連の緊迫した状況のなかで、「韓国」なるものの正体をその経済の土台からあらためて見直す必要をわれわれは痛感している。その際、李承晩「政権」が行った「農地改革」の正体がまずもって知りたいところであった。たまたま、それにびたりと答えてくれる好著——キム・スンジュン（金承俊—音訳）著『農地改革』以後の南朝鮮農業「朝鮮労働党出版社、一九五八年二月二六日刊（発行部数二一、〇〇〇部）——があることを知り、南朝鮮経済を研究している島田斉一君の協力を得てその全容を知ることができた。本書は表題をはじめ全文が漢字ぬぎの朝鮮語音文でかかれていたため、日本では一般の目にとまりにくく、また島田君のような研究者の協力がなしには、利用しにくいのである。この書から私は、うかつにも私共が知らなかった事実を教えられ、目を見ひらく思いをした。というのはかの朝鮮戦争のさなかに、反撃に転じた北朝鮮人民軍が南朝鮮を席捲して行くその際に、真の民主主義的土地改革が間髪を入れず行われていったのだ、という事実の発見である。この事実のもつ意味は何といっても大きく、かつ素晴らしい。李承晩「農地改革」の正体は、右の真の土地改革に対しての反土地改革であり、右の土地改革の痕跡をできうるかぎりぬぐい去ることであったと思われる。ここに資料としてかかげる訳文（島田君による）は、三章からなる同書の第一章に当る部分だけである。その部分は、李承晩「農地改革」そのものの経過

と内容、それによる農業生産関係変化の本質をあつかった部分である。だがその本質はさらに、第二章以降の展開、とくに課税政策、食糧調達政策との関連で一層具体的に肉づけられるのであるから、できれば第二章、第三章をも紹介したいところであるが、紙数の関係もあってそれができないのは残念である。なお、ついでにいつておくならば李承晩「農地改革」のこの書の分析手法は、諸条件がちがっているとはいえ日本の農地改革をみる上においても、分析手法として参考になる点が少ないように思う。次に参考までに原著の目次の構成をかかげておく。この訳文があつかった第一章の表題と節の見出しは、私のところで、適宜にあらためた表現を用いることにした。

〔目次〕

第一章 米帝および李承晩傀儡政権によるいわゆる「農地改革」の反動的本質

第一節 「農地改革」の動機と目的

第二節 「農地改革法」の反動的内容

第三節 「農地改革」の遂行と農業生産関係変化の本質

第二章 「農地改革」後、米帝独占資本と朝鮮人隷属資本による農民収奪の強化

第一節 租税による農民収奪の強化

第二節 高利貸信用体系による農民収奪の強化

第三節 流通体系による農民収奪の強化

第四節 新しい農村収奪機構としての「農業組合」および「農業銀行」と、その反動的本質

第三章 「農地改革」後、南朝鮮の農業生産力の衰退

第一節 米帝および李承晩傀儡政権の、いわゆる重農政策の欺まん性

第二節 農村経済の物質—技術的土台の破滅

(井上 晴丸)

第三節 農業生産の減退と生産構造における植民地的偏頗性

結論

一 「農地改革」の性格

南朝鮮は朝鮮の肥沃な穀倉地帯であつて、ここは土質が肥沃であり氣候条件も農耕に適しているほかに、水田が畑よりも多い。すなわち、北朝鮮には水田が総耕地面積の四分の一にすぎないのに対し、南朝鮮のそれは一九四五年八月十五日現在五五％（一二八万余町歩）に達していた（韓国銀行調査部『朝鮮經濟年報』一八四八年版）。それゆゑ日帝は統治初期から非常に土地略奪に狂奔した。その結果、土地は地主の手に一層集中され、植民地的・封建的搾取關係は一層苛酷になつた。一九四五年八月十五日解放當時南朝鮮農村の土地所有の全貌をみれば、南朝鮮の総耕地面積二二三万余町歩のうち日帝および朝鮮人地主の所有は、水田八九万町歩（水田総面積一二八万余町歩の七〇％）、畑五五万町歩（畑総面積一〇四万町歩の五三％）、合計一四四万余町歩（総耕地面積の六二％）にも達していた。一方、直接的生産者である農民の土地所有は、水田三九万町歩、畑四九万町歩、合わせて八八

万町歩、すなわち総耕地面積の三八％にすぎなかつたし、さらに彼らの所有している土地というのは、小作地の水田と畑との構成からも分るようによ、その大部分が瘠地であつた。このように日帝および朝鮮人地主たちに土地が集中された結果、八・一五解放直前の南朝鮮農家総数二〇六万戸のうち自作農はわずか一三・八％にすぎなかつたのに対し、自作小作農が四・七％、小作農が五一・五％にも達していた（『朝鮮經濟年報』一九四八年版）。

このように地主に隷屬された農家は、総農戸数の八六・二％にも及んでゐるばかりではなく、その耕作規模がきわめて零細であつた。すなわち南朝鮮の総農戸数の六七・九九％は一町歩未満の零細農家であり、そのうちの約五〇％は五反歩未満の極零細農家であつた。かかる条件の下で、地主が零細小作農を自己に隷屬させ苛酷な小作料その他、かずかずの形態でいかにむじひに搾取してきたかは想像を絶するものがある。

八・一五解放當時、南朝鮮の農村の土地所有關係は簡単に

キム・スンジュン『南朝鮮における農地改革』

言つて以上のようなものであった。

その後、米軍が南朝鮮に進駐するや、彼らは旧来の土地所有権に何ら手を加えることなく、小作農は従来とおり地主に小作料を無条件に納めねばならないことを宣布し、それによつて、日帝の植民地的・半封建的土地所有制度をそのまま維持しようとする自己の意図を表明した。アメリカが日帝支配時代の土地制度を維持することに関心を抱くようになったのは次のような理由にもとづいている。すなわち、この制度は南朝鮮に対する植民地隸属化政策を実現するにあつて、その同盟者である地主階級の経済的地盤を堅持すると共に、勤労農民の革命的進出を抑圧し、かつ農民を苛酷に搾取する上で最も適したものであつたからである。いいかえれば、アメリカは朝鮮人民を奴隸化して体系的に搾取を遂行するには、日帝の支配時代そのままの植民地・半封建的土地制度を維持することこそ有利であると認めたからである。

このようなアメリカの土地―農業政策はその後もつづけられていった。

一九四六年二月二十一日アメリカは、かつての典型的な植民地会社であり、ことに朝鮮農民に対する植民地・封建的搾

取会社であつた、「東洋拓殖株式会社」の社名を「新韓公社」という新しい看板に取換えた。そして東洋拓殖が略奪していた土地のみならず、日本人農業会社および日本人個人所有の土地全部を新韓公社に「帰属」させた。この新韓公社は水田二〇万三、九八八町歩、畑六万二、六三一町歩、果樹園三、六一八町歩、桑畑六七〇町歩、敷地三、三四三町歩、森林三万七、六九七町歩、その他一万三一八町歩を強奪した。その結果、同社の農耕地の総面積は二八万六、七六七町歩に達し、この農地に南朝鮮農家総数の二六・一％に当る五万四、〇〇〇余戸が隸属させられていた。こうしてアメリカは、従来日帝が所有していた土地を不法に略奪して、日帝に代つて南朝鮮の最大の封建地主として登場した。アメリカは、この新韓公社を通じて、従来日本帝國主義者が占取していた高率の小作料をそのまま徴収したのであつて、これを金額に換算すれば、一九四六年二月同社設立時から一九四八年三月三十一日までのあいだに二七億一、四六五万円（当時の通貨単位―訳者）にも達する。

このようにアメリカは、南朝鮮において朝鮮農民の土地に対する幾世紀にもわたる宿望を抑圧して、日帝の下での植民

地的封建的土地所有制度をそのまま継承し、自からじかに封建的地主として朝鮮農民に対する苛酷な搾取を敢行するようになった。

しかし第二次大戦後、内外の情勢は根本的に転換し、アメリカが南朝鮮において地主制度を公然と従来どおりの形態で維持することは不可能になった。その理由は、

第一、ソヴェトをはじめとする社会主義陣営の力量が決定的に強化されている反面、資本主義の全般的危機がより一層深刻化したからである。第二に、第二次大戦後植民地人民の民族解放闘争が強力に拡大発展し、帝国主義の植民地体系が全面的な崩壊過程に直面したからである。このような現象は特に朝鮮において顕著に現われた。北朝鮮においては朝鮮労働党と金日成首相の指導の下に、人民民主主義制度が強固に樹立され、農地改革をはじめすべての革命的民主改革が徹底的に行なわれた。こうした土台の上で北朝鮮の人民の生活は急速に向上していった。

北朝鮮で達成したこれらの諸成果と国際情勢の根本的転換は、労働階級を先頭とする南朝鮮人民の反帝・反封建闘争を無限に鼓舞し、かくてアメリカの植民地隷属化政策に反対す

る南朝鮮人民はその闘争の中で、とくに植民地支配体系の重要な構成要素たる封建的地主制度の清算を強く要求した。すなわち農民たちは、「土地は耕す農民へ」というスローガンを掲げて悪質地主を襲撃し、小作料および各種の債務返済を拒否する大衆的闘争を展開した。南朝鮮における地主制度は、まさに深刻な危機に直面するようになったのである。

こうした情勢の下でアメリカは、農民の高まった革命的氣勢と反抗を去勢し、労農同盟の強化発展を妨害し、民主主義的土地改革の実施を破綻させる一方、彼らの植民地略奪政策により一層適合させるべく南朝鮮の封建的生産関係の遺制を、新しい形態に改編するための欺まんの「改革」を策謀するようになった。そうしてアメリカは一九四八年三月、さしあたり新韓公社管理の敵産土地を払下げる法令を公布した。

敵産土地払下げ政策によれば、土地価格（現物計算―訳者）は年平均生産高の三倍―一九四二年以前三カ年の年平均現物収獲高の三倍を地価と定め、これを二〇%づつ十五年間年賦で償還するようになっていた。当然のことながら、このような欺まんの政策は、勤労農民にとってはなんのプラスにもなり得なかつたばかりか、かえって彼らの状態を悪化せしめた。

なぜなら第一に、払下げ当時と比べものにならないほど高い一九四二年以前の収穫高を基準にした土地代金（現物―訳者）そのものが、実質的収穫高の二〇％をはるかに超過するものであって、零細な貧農にとつて負担が極めて困難なものであり、第二に、名目上の土地所有者になつた農民は、従来新韓公社が負担していた地税・水利税・農地修築費等々を新たに負担させられるのみならず、糧穀供出量の増加までも強いられたからである。

反面、アメリカは不法に強奪した日帝所有の土地を高価で売払うことによつて従来収入を保障しただけではなく、土地修築費・税金・生産費などの負担を農民に転嫁し、その他の費用も節約することによつて、結局より多くの利益を搾り取れるようになった。

新韓公社の土地払下げ面積は、一九四九年六月現在、かうじて五万町歩前後にすぎない。さらに一九四五年解放当時南朝鮮の農村には新韓公社に帰属せしめられた前述の日帝所有地の外に、一―六万町歩の朝鮮人地主の所有地があつたが、後者の大部分を小作地として南朝鮮の農家総数の約三〇％にも満たない五万五千戸内外の朝鮮人地主が所有していた。

かような実情をもつてしては、すでにみたような高まつた農民の氣勢を慰撫・懐柔しえないばかりではなく、南朝鮮農民に対する搾取体系を植民地略奪政策に適應すべく改編しようとするアメリカの要求をも満たすことができなかった。だからアメリカは、李承晩「政府」をして、一九四九年六月「農地改革法」を公布せしめたのである。

これまでわれわれは、アメリカが南朝鮮で「農地改革法」を採択せざるをえなかつた歴史的過程とその動機を簡単に見てきた。それは、あくまでも第二次大戦後の内外の情勢の変化、とりわけ北朝鮮における徹底した民主主義的土地改革、これに鼓舞された南朝鮮農民の土地と自由を求める熾烈な闘争等―外部的な民主主義の力量の圧力におされて行なわれた欺まんの策謀以外のなものでもない。

アメリカは、「土地を要求する南朝鮮の農民の反抗と不満を慰撫するため、欺まんのいわゆる『農地改革』を実施した」（金日成、文徳における選挙演説）のである。

「農地改革」が内外の民主主義的力量的圧力によつて止むをえず実施されたとはいうものの、「改革」の遂行がアメリカならびに李承晩「政府」によるものであつたがゆえに、その

「農地改革」の本質は全面的に彼らの侵略的・反動的性格そのものによって規定される。彼らが「農地改革」において実際に追求した目的は、何はともあれ「民主主義」という外皮で仮装して農民をあざむき、農民の革命的力量を分裂弱体化させることによって、下からの農地改革を阻止しようとしたものにはかならない。つまり「改革」は不在地主、高率小作料など―これらは反動性が最も露骨に現われ、したがって人民の憎悪を最も多く呼びおこす部分であるが、―をある程度なくすかのごとく見せかけながら、その実、全体としての地主階級の政治的・経済的地盤には一指も触れずに、朝鮮におけるアメリカの重要な政治的拠点の一つである地主階級の利益の擁護をたくらんだものである。アメリカはこの「改革」においてどこまでも地主階級の利益を擁護するということを公然と約束していた。たとえばティン米軍政長官は、「農地改革」についての商工会議所の建議に対する回答の中でつぎのように言っている。すなわち、「現在の地主たちはその農地に対し相당한補償を受けるはずなので、彼らはこれを従来日本人が掌握していた商・工の諸事業に投資転換して相당한活躍をするであろう」（『大韓商工会議所三年史』）と。

キム・スンジュン『南朝鮮における農地改革』

アメリカが「農地改革」を実施するようになった第二の理由はこうである。第二次大戦後、社会主義と資本主義の二つの世界市場が形成され、狭められた資本主義世界市場と資本主義世界の生産力とのあいだの矛盾が深化している条件の下で、地主制度を基礎とする南朝鮮の自然経済的閉鎖性は、アメリカの余剰商品市場化政策にとって一定の制約的作用を演じるようになったからである。すなわちアメリカは、蜂起した農民から地主の利益をまもる一方、自己および朝鮮人隷属資本家の農村における地位を強化し、かつ農民搾取を強化して獲得した収益（原文には、これが「利潤」となっているが、しかしそれはげんみつな意味での資本主義的利潤範ちゅうとしてではなく通俗的な意味で使っているものと思われるので、ここでは「収益」ということばに置きかえた。以下これにしたがう。―訳者）のうちより多くの分け前を彼らが占取するのに適合するように、封建的生産関係の一定の改編を行なうことに関心をもつようになった。

言うまでもなく、地主・隷属資本家階級は南朝鮮に対するアメリカの植民地隷属化政策の忠実な手先であるから、これら三者とも勤労大衆を抑圧し搾取強化を行なうという点では

共通の利害関係をもつ。それゆゑ土地問題をめぐって地主と農民とのあいだに熾烈な闘争が展開されたさい、アメリカと隷屬資本家は農民に反対し、地主に味方して地主階級の利益を惜みなく擁護したのである。だからと言って、このことは、彼ら相互間になんらの内部的矛盾も存在しないということの意味しない。アメリカおよび朝鮮人隷屬資本家と、地主とのあいだには、農民の搾取から獲得した収益の配分においてやはり一定の矛盾が存在する。すなわち純粹に経済的側面を取りだして見れば、アメリカおよび朝鮮人隷屬資本家は農産物を廉価で購買することに関心をもつのに対し、地主階級はそれを高価で販売しようとして、また米国の余剰商品の売買過程では、相互に対立の立場を取ようになる。總体的にみれば一定の限界をもつ農民の剰余労働の搾取から得るところの収益総額のうち、アメリカおよび朝鮮人隷屬資本家が取得する分け前は、地主階級のそれの大きさによって一定の影響を受けざるをえない。このような矛盾は早くも解放後の初期から醸成していたのである。

アメリカは軍備拡張、傀儡軍隊および警察人員増強、日本軍国主義復活のための穀物輸出の強行等の切迫した諸要求に

基づき、解放当初から穀物買上げ—収奪政策を強化したが、

第1表 糧 穀 供 出 量

單位：石（精穀）

年 度	食 糧			類			供出總量
	米		B/A	麦		B/A	
	生産量 A	供出量 B		生産量 A	供出量 B		
1945~ 1946	12,835,827	694,139	5.4%	4,125,594	619,272	15.0%	1,313,411
1946~ 1947	12,050,388	3,557,727	29.5%	3,714,036	695,932	18.7%	4,253,659
1947~ 1948	13,850,000	5,004,859	36.1%	3,914,951	734,620	19.3%	5,739,479

資料：韓国銀行『經濟年鑑』1955年度版

この収奪量は、解放時〜一九四七年までだけでも第1表のごとく急速に増加した。第1表でみるように、過大に評価されたと生産量に對比しても強制供出量は生産量の著しい部分を占めており、またその比重は年々増大している。ところが穀物

強制供出を強化するためには勤労農民のみを対象にするのは困難であった。というのは、半封建的小作制度の下で商品化するであろう穀物は、そのほとんどが地主の手許にあるからである。このことは、今日と同じ生産関係を持つ過去の日帝下での、農村階層別米穀商品化率をみるならば、地主階級のそれがはるかに高いことは言うにおよばないのであって、彼らは商品穀物源泉の約六〇％を持っていたという事実から推してもわかることである。だから米軍政庁は、一九四六年から小作米のうち、地主が小作人から自家消費用米だけを受取るようにし、その残りの部分を小作人から直接強制的に買上げることにした。地主は、今や合法的に入手しうる現物小作料は自家用米のみであり、小作料の残りの部分は金融組合を通じて、市場価格以下の「公定価格」で換算した現金を貰えるだけである。このような実情は、農民の革命的進出と共に土地価格を低落させる要因となり、また、地主の経理が政治経済的に危険な局面にさらされ、アメリカと地主とのあいだに一定の矛盾が生じたことを意味するのである。

このような時期であるだけに欺まんな「農地改革」は、地主階級にも容易に受入れられるようになってきているものであ

って、アメリカはこの点を利用して、農民搾取における自己の足場をより一層強化しようとしたものである。いいかえれば地主が内外の民主主義的力量の圧力によって止むをえず自己の座をなげ捨てるをえなくなった諸条件とも関連して、アメリカは彼らの植民地略奪政策に適応せしめるために、朝鮮農民に対する搾取体系の一定の改編に「農地改革」を利用したかったわけである。

要するに「農地改革」は、どこまでも先ず南朝鮮に対するアメリカの植民地略奪政策をより一層強化し、その手先、すなわち地主、隷属資本家、「親日・親米派」および民族叛逆者の政治経済的利益を擁護し、勤労農民大衆に対する搾取をより強化し、これを合理化するための手段以外の何ものでもないのである。

つぎにわれわれは、すでにみてきたような動機と目的の下に実施するようになった「農地改革」の反動的・反人民的内容を、とりあえずその法令そのものの中で考察することにしよう。

二 「農地改革法」

人民を欺き兇悪な策動をたくらむ時は、アメリカカおよび李承晩「政府」はいつも「民主主義的」という甘言を煙幕に用いた。「農地改革法」は、その冒頭で「農地を農民に適正に分配することによって、農家経済の自立と農業生産力の増進」(「農地改革法」第一条)を目的とすると云っている。そして「国自耕地」の外に非農家の農地、自耕しない者の農地、自耕地であつても三町歩を超過する部分(山間、高原等の特殊地帯は五町歩以上の部分)等を有償で買上げ(同法第五条)、これを一定の順位に従つて自耕する農家に、一戸当り三町歩を超過しない範囲内で有償分配する(同法第十一、十二条)、ということを規定している。これらの規定は、一見したところ地主の土地がほとんど全部買上げ対象となり、したがつてこの土地が直接的生産者である農民に分配されて農家経済の「自立性」を保障するかのように見えるが、しかし実際は全く異なるものである。

第一、この法律は地主が自分の土地を保有できる抜け穴が広汎にあげられており、それをわれわれは農家規定においてみる事ができる。同法によれば、「戸主またはその同居家族のうちの一員でも、その労力の半分以上をもつて直接

農耕に従事するかまたは農耕を指揮監督して、その家族の生計を維持する場合」には、これを農家と規定している(「農地改革法施行令」第二条)。このように家族のうち誰か一人でも道楽的に営農するか、あるいは指揮監督を行なうだけであつても、これが農家と規定される以上、不在地主を除けば全部が農家になりうる。よしんば不在地主であつても、家族たちが避暑または休養のため夏一季を田舎に行つて一時暮らしさえしていれば、ここに監農という口実をつけて農家に仮装できる可能性が十分存在しているし、また現実に存在したのである。それに三町歩以上を自営する農家の場合も、土地の買上げ対象の部分はその地主自身が自由に選択できるようになっている(同施行令第七条)。だから地主は彼らの優勢な政治経済的地位を利用して農家に仮装し、彼らの所有土地のうち劣等地のみを農民に高価で売渡しうる権利が与えられている。

また「改革法」には、「自営する果樹園、種苗圃、桑畑など、多年性植物を栽培する農地」のみならず、「墳墓を守護するため、従来から小作料を徴収しない既存の位土(墓の管理人に耕作させてある土地。管理人はその土地からの収穫

物のかなりの部分を祭祀の供物としていわば死びとに取り上げられ、残余の部分のみが管理報酬として残されるにすぎないのであり、したがって位土をめぐる生産関係は封建的小作関係の別形にすぎない。―訳者〕で墓一基当り二反歩以内の「農地」をも買上げないことになっている（同法第六条）。果樹園、種苗圃、桑畑などの農地所有者が、一般の農民ではなく、その大部分は地主・富農であることはもちろん、多くの「位土」も然りである。したがって地主は、最も集約的に経営できる収益性の高い多年性作物の栽培地三町歩以上と、多くの「位土」を公然と保有できるようになっているのである。

その上、「疾病、公務、就学その他止む得ない事情により一時離農をした者（小作を出す者）の所有する農地は、……市長、郡長が一定期間までその買上げを保留」できるようにもなっている（同法第五条第二項）。同規定に基づいて「政府」官僚、国會議員、軍警はこれまでの地主的地位を依然として合法的に維持することができうる。

さらに同法は、「未完成の開墾または干拓農地および、本法実施以後に開墾または干拓した農地」を、買上げ対象から除外し、買取対象を農耕地だけに限定することによって（同

法第六条）、森林、河川、敷地、開墾地、干潟地等については意識的に目をつぶっている。ところが南朝鮮の西海岸地帯には、広大な開墾地、干潟農地または開墾可能地がある。これらは「未完成」または「本法実施後」という口実の下に、相変わらず地主が保有できるような抜道が与えられており、いわゆる「改革」実施後の事実、このことを立証してあまりあるものであって、この「条項」をたくみに利用して、数十または百余町歩の農地を保有した地主が現実にあつたのである。また南朝鮮には、小作農耕地が解放当時一四四万町歩であつたのに対し、林野面積は一九四六年現在六八一万四、三八八

町歩であつたが、そのうち五一三万四、四九二町歩（七五％）が私有林であり、この私有林の二〇％以上は、五〇町歩以上を所有している。〇・九〇の大所有者に集中していた。薪炭、飼料および堆肥などの源泉として、この林野は農民の生活に極めて重要な意義を持つている。だが、かような林野がそのまま地主の所有として残されていることは、とりもなおさず農民の生活があれこれの理由により林野所有者への隷属を余儀なくされることなのである。このような現象は山間地帯であればあるほどよりひどい。というのは、土地が瘠薄である

ため山間の多くの貧農は農作物だけにたよって生計を維持することは不可能なので、彼らは生活の重要な補充的源泉として、林野をより多く利用しなければならぬからである。ところがこうした林野でさえも完全に地主の所有としてとり残されるようになっていく。

以上のように、「農地改革」においてはもともと地主制度の清算を予見しなかつたばかりではなく、むしろ別の条項では「改革」以後も小作制度を認めており、そのさい、ただ単に小作料を年生産量の三割を超過しないように制限しているだけである（同法第十七条、同施行令第四十条）。

すでにみてきたごとく地主はあれこれの抜穴を利用して、彼らの所有土地を依然として保有できるばかりでなく、買上げられた劣等地に対しては相当な価格が支払われるほかに各種の経済的特権が保障されている。すなわち「政府」は買上げ土地に対して地価証券を発給しており、そして土地代金として毎年当該土地の平年収穫高（収穫高の高い一九四二年以前を基準）の三〇％に値する農産物を、法定価格に換算して五年々賦で補償するようになっていく（同法第八条）。と同時に、農地を買上げられた地主には「政府が保有している」元

日帝所有の「工場・鉱山・船舶・漁場・醸造場・印刷工場・精米設備・果樹園・種苗圃・桑畑・養蚕設備・竹林地・河川沼地・干潟地・開墾地等を、その希望と能力に従って農地補償額に見合う事業体の買取りまたは参加を優先的に斡旋」するように規定している（同施行令第三十一条）。さらに地主がこうした事業体を買取る場合、その代金を地価証券で支払うことができ、或いは地価証券を企業の経営資金に転用する場合は、「政府」が融資の保証責任を負うようにもなっている（同法第八条）。だから地主、なかんづく大地主は優先的に隷属資本家に転化するか、または果樹園・種苗圃・桑畑・養蚕設備・竹林地・河川沼地・干潟地・開墾地などを買占めて、地主的地位を再び強化できる余地が広汎に残されている。このようにアメリカおよび李承晩「政府」は、地主階級の経済的利益を擁護するのに極力つとめた。

「農地改革」は、農民にとっては「農民のために」というその名分とは正反対のものである。何はさておき、土地を無償ではなく有償で「分配」した。「分配」を受けた農民は地価、すなわち平年収穫高の一五〇％を、毎年（現物で―訳者）三〇％つづ五年々賦で「政府」に償還しなければならない（同法第

七条)。そこで問題となるのは、単に先祖代々農地を開拓し耕作してきた直接的生産者―農民に土地代金の支払いを強要した暴挙だけにあるのではなく、その代金自体が零細農民にとっては到底負担しえない高価であるところにも、これまた大きな問題がある。第一、土地価格は平年収穫高を云々しているが、その評価基準を一九四二年以前の高い収穫高に設定している。米の収穫高は、一九三六―一九四〇年の年平均収穫高を一〇〇とすれば、「改革」実施直後である一九五一―一九五五年のそれは「改革」成果を自慢するための「政府」発表の誇張数字によっても八一％に激減しているのだから、この事実を考慮に入れば、この土地代金を実質収穫高の三〇％をはるかに超過するということは容易に理解できる。また地価算定の仕組みを見れば、地主および官僚によって構成している「農地委員会」が、いわゆる「公簿上の数量」とか「還穀数量」というものを参酌して査定するようになっていゝ。地主は、この仕組みを通じていくらかでも彼らに有利な、農民には不利な高い価格を設定し、結局、農民が負担せねばならない土地価格は毎年実質収穫高の三〇％ではなく、実際上はそれをはるかに超過したものであった。

キム・スンジュン『南朝鮮における農地改革』

さらに「分配」を受けた農民にあっては、今や土地所有者という名目の下にかずかずの新たな租税・賦課金を強要加重せられ、土地「分配」は土地取得税およびその他新しい収奪を強化するための口実をつくり上げた。それにもかかわらず土地代金の償還を終えるまでは当該土地の売買、抵当および贈与など土地所有権の行使をしていないし、しかも「正当な理由なしに償還金を納入しない場合」でも、当該農地は「政府」に剝奪されなければならないようになっていゝ(同法第十八条)。このように五年間の土地代金年賦償還期間の満期まで農民たちは土地所有権行使を全く禁止されていたので、「分配」を受けた農民は単なる名目的土地所有者であつて、実質的には従来同様の高率地代を政府を通じて依然として地主に支払わなければならないのであつたのである。こうした土地代金を償還するために大多数の農民は、債務奴隷的地位に転落するかまたは「政府」によって再び土地を剝奪されるべく最初から運命づけられていたのである。

だが、この「改革」は、富農に対しては特別の配慮をしていゝ。なるほど「改革法」は、自営または自耕地であつても三町歩を超過する部分は買上げる、という土地所有の限界を

設定しているのは確かである。一見、この設定は富農に対する何らかの「制限」であるかのように見えるが、しかしそれは全く外観にすぎない。南朝鮮の富農というものは、大体彼らの土地の一部分を小作に出し、その残りの部分のみを作男を雇って自耕するという半地主的性格を持っており、しかも農村の高利貸を兼ねている点からも、地主と共通の利害関係を持っているのであるから、すでに考察した地主に対する配慮は、大体において富農層の利益に合致するのである。すなわち、第一に、富農がその大部分を占有している果樹園、桑畑、種苗圃などは、三町歩を超過する部分であろうとも買上げないという規定、第二に農地以外の生産手段、森林、河川沼地、開墾地および干潟地などに対しても黙認している点、第三に元日帝所有の果樹園、種苗圃および桑畑など多年性植物の栽培地の払下げは入札競売方式をとるとは言うものの、当該農地の管理人またはその所有者に優先権を与えるという規定、第四に農民に対する過酷な諸々の高利貸的債権に対して何らの制限も加えなかった事実^一等々は、「農地改革」において富農層の利益を特別考慮していることを如実に示すものである。こうして「改革」後の南朝鮮の農村においては、

富農の増加を可能ならしめる一定の条件が形成されたが、この富農に対する特別の配慮は、富農を地主の味方に引入れて、地主・富農に依拠して南朝鮮の農村におけるアメリカの植民地略奪政策の反動的拠点をより一層強化しようとするものである。またそれは、農民の革命的進出と関連して農民が最も憎悪する対象である地主をできるだけ富農に装わせて、地主の経済的地盤を保障することが必要であるということをも打算したものである。すでにみたように「直接、農耕に従事するかまたは農耕を指揮監督」する者がありさえすれば、これを農家と認めるという規定は、とりもなおさずどんな地主でも「富農」という仮面をかぶれるようにしたものである。これまで検討した「農地改革」の諸規定から明らかのように、「改革」の目的は農民に土地を与えるためではなく、アメリカおよび李承晩「政権」の農民収奪政策を強化し合理化して、その基礎の上で地主・富農の利益を擁護するところにあったのである。

しかし「農地改革法」の反動性は以上指摘した点に限らない。周知のようにどんな法令や規定を問わず、その内容の実質的な保障はその遂行を担う組織構成の性格によって大きく

左右されるのであって、「農地改革」も例外ではない。「改革」が地主の手によって遂行されるか、あるいは勤労農民自身がそこに参加しているかどうかによって、同一の法律内容が執行されてもその結果は決定的に違う。アメリカおよび李承晩「政府」のあれこれの政治的機構——「改革」はこの機構の権限の下で行なわれたのである——が、アメリカの植民地略奪政策を保障し地主および隷属資本家の利益を擁護すべく彼らに全面的に奉仕するということはあらためて論ずるまでもないことである。南朝鮮の「農地改革」が決して農民のためのものではないことは、「改革」を直接執行する機関、すなわち「農地委員会」の構成自体からも明らかである。「農地委員会」は、土地の買上げ対象の決定、土地価格の評価、土地「分配」および紛争問題の解決など、重要な諸問題の解決において広汎な権限を持っているので、この「委員会」の構成において唯がイニシヤティブを握るかは、じかに「農地改革」の性格に大きく影響を与える。ところがこの「農地委員会」は、完全に「政府」官僚、地主および富農によって構成されている。すなわち「農地委員会」は、中央・道・市・郡・邑・面・里・洞にわたって設置するようになっていて、

キム・スンジュン『南朝鮮における農地改革』

第2表 農地委員会構成 (委員長を除く)

	官僚	民間	計
中央農地委員会	6	8	14
ソウル市農地委員会	4	6	10
区・市・農地委員会	2	6	8
邑・面・農地委員会	2	5	7
里・洞農地委員会	—	6	6

その組織規定によれば委員長以外の委員構成は第2表のようになっている。

第2表でみるように階層分類を避けて「民間」という言葉を用いているカテゴリも、そのほとんどが地主、富農およびその手先によって構成されたということとは容易に推察しうるのである。

そこで各級「農地委員会」委員長の規定をみれば、邑・面以上の級においては当該「地方長官」が、里・洞の級においては里長が委員長それぞれに就任することになっている。委員は、中央においては農林部長官の推薦によって国務総理が、ソウル特別市と道においては当該地方長官の推薦によって農林部長官が、区・市・郡においては区庁長・市長・郡長の推薦によって当該上級「地方長官」が、邑・面においては邑・面長の推薦によって郡長が、

里・洞においては里・洞民の推薦によって邑・面長が、それぞれ委嘱するようになっていゝる(「農地委員会」規定第三、五条)。

このように官僚的に組織され、勤労農民が参加することもできない「農地委員会」が、勤労農民に味方しないで地主・富農の利益のために奉仕するということは、火をみるより明らかである。

三 「農地改革」の過程と結果

つぎに「農地改革」の遂行過程とその結果を考察してみよう。

地主および隷屬資本家は、両者とも南朝鮮に対する植民地略奪政策の遂行におけるアメリカの拠点であるから、アメリカは、「農地改革」の遂行においても隷屬資本家の場合と同様に、地主階級の利益を全体的に擁護した。当然のことながら、このことは「改革」遂行上の個別的・部分的問題における、彼らの内部的矛盾を排除しないのであって、農民搾取を強化して獲得した収益の分け前をめぐって、彼らの相互闘争が展開されるということはすでにみた通りである。

しかし土地問題をめぐって展開される基本的・決定的闘争は、地主階級と農民とのあいだの闘争である。地主階級は、アメリカおよび李承晩「政府」の庇護を受けながら、農村における彼らの政治的・経済的地位を利用して農民に反対する決定的な闘争を展開した。

アメリカは、李承晩「政府」をして一九四九年六月二十一日「農地改革法」を公布せしめた後も、戦争挑発の準備に狂奔しながら「改革」遂行を全く怠っていた。彼らは「改革準備」という口実の下にあれやこれやの理屈で実施を遅らせたが、一九五〇年三月二十五日と同四月二十八日になって初めて同法施行令と施行規則をそれぞれ発表して、戦争挑発(一九五〇年六月一訳者)當時までに、やっと「農地分配予定通知書」を農民に交付したにすぎない。

反撃に転じた北朝鮮人民軍がアメリカ軍および李承晩軍を猛烈に追跡・南進して南朝鮮の広汎な地域を解放するや、北朝鮮最高人民会議常任委員会は、一九五〇年七月四日付で「共和国南半部地域の土地改革実施に関する政令」を公布した。この政令に基づいて短期間のあいだに南朝鮮の解放諸地域においては徹底した民主主義的土地改革が、農民の熱烈な

支持と歓迎のうちに行なわれたのである。

この土地改革は、南朝鮮の一、五二六面のうち一、一九八面、すなわち七八%の広範な地域において行なわれた。同改革を通じてアメリカ、李承晩「政府」とその諸機関および、地主が所有していた土地五九六、二〇二町歩を無償で没収し、そのうち五七三、三四三町歩を、雇農および土地を持っていないかあるいは土地の少ない農家一二六七、八〇九戸に無償で分与し、残りの二二、八五九町歩は全人民的所有に転化された。これとは別に、新韓公社を始め李「政権」または地主から農民が購入した八九、九九四町歩の土地に対するの負債も廃棄せられた。こうして朝鮮労働党と北朝鮮政府は、困難な戦火の最中であつても南朝鮮農民の幾世紀にわたる宿望を解決したのである。

一九五〇年十月、侵略戦争によって全く余裕のない環境の中で、アメリカおよび李政権があつて「農地改革」の実施に踏みきつたのは、とりもなおさず北朝鮮政府が行なつた徹底した民主主義的土地改革の成果を抹殺するためであつて、アメリカおよび南朝鮮当局は、北朝鮮政府が無償分配した土地を銃剣で農民から奪つて、従来の予定計画であるいわゆる「農

地改革」をもってこれに置換えた。そうして、南朝鮮の「農地改革」は、その問題が「立法議院」（一九四八年五月三十日「制憲国会」開院直前まで存続した米軍政下の立法機関―記者）に上程された時点から通算して三年、「改革法」採択時から通算してほぼ一年半という長い歳月が経過したあと、やつとその実施に着手された。こうした事情は、地主に「改革」に対処しうる十分な時間的余裕を提供したものと云える。

すでに八・一五解放後、農民運動が高まり土地価格が低落するにつれて、地主の中には自分の土地から小作人を追出し、土地を有利な価格で強制的に売りつけるという現象が増大した。とりわけ一九四七年末「農地改革」法案が「立法議院」に上程されてからは、「改革」に対処するための地主の策動が一層猛烈化した。その際、地主が採つた手法は多種多様である。まずはじめに、地主は自分の土地から小作人を駆逐、すなわち小作権の剝奪をもって小作人を脅迫しながら土地を有利な価格で強制的に売りつける行為が行なわれた。つぎに、土地の名目的所有権を地主の親族の名義に移管して細分すると同時に、秘密小作または下請小作を出すことによって名目的な自営農家にカムフラージュした。最後に、地主は彼らの

第3表 「農地改革」の総括と耕作形態の変動

単位：町歩

		「改革」対象面積		「改革」実施面積		B/A%
		1945	1949.6 A	1950.10~1951.8 B		
小作面積	計	1,447,358	830,287			
	水田	895,313	540,225			
	畑	552,045	290,062			
3町歩超過 自作農地面積	計	75,000	3,619			
	水田	46,500	1,213			
	畑	28,500	2,406			
改革 対象 面積	合計	計	1,522,359	833,906	577,259	37.8
		水田	941,813	541,438		
		畑	580,546	292,468		
	朝鮮人 所有	計	1,289,527	601,075	331,705	26.1
		水田	763,536	363,161		
		畑	525,991	237,914		
穀産 土地	計	232,832	注) 232,832	245,554		
	水田	178,277	178,277			
	畑	54,555	54,555			

資料：「統計月報」No. 6, 「施政月報」No. 3, 「統計概要」No. 13, 『経済年鑑』1955, その他より

(注) 穀産土地分配対象面積がその分配面積よりも小さいのは統計作成上のミスと思う。1946年2月新韓公社に帰属された農耕地総面積が286,767町歩であった事実からみても、同数字は明らかなミスである。

いう盲点を利用して)。

なるほど「改革法」第二十七条には、本法公布日以後は自耕しない農地の売買・贈与および小作権の移動・剝奪行為を禁止するという規定が書かれてあることは確かであるが、しかしながらこれは単なる空文句にすぎない。もちろん地主の前述の行為は関係当局の黙認の下で行なわれたものであるが、とはいえ「公法」に違反して巧妙に押進められたものであるので、その「行為」の範囲と種類別構成を正確にとらえるのは困難である。だがそれが広範囲において行なわれたということは第3表が立証している。

土地を隠匿するため、その他のあらゆる措置を講じていったのである。(とくに地積図その他の土地文書等、資料のほとんどが戦争によって消滅された案件の下で「改革」を行うと

第3表でみるように、「農地改革」対象面積のうち朝鮮人地の主の土地は一九四五年現在一、二八九、五二七町歩であったが、それが一九四九年六月「改革法」公布時にはたったの六

農地「分配」実績の変動

		1955.1月現在	1965. 1月現在	増減(注)
分配面積	水田	393,784 町歩	393,000 町歩 (うち朝鮮人地主所有 191,000町歩 元日本人所有 202,000町歩)	△784 町歩
	畑	147,681 町歩	76,000 町歩 (朝鮮人地主所有)	△71,681 町歩
	計	541,465 町歩	469,000 町歩	△72,465 町歩
分配農家数	1,646,180 戸	1,521,000 余戸 (うち朝鮮人地主地 925,000余戸 元日本人土地 596,000)	△125,180 戸	
1戸当り分配面積	0.33 町歩	0.33 町歩 (朝鮮人地主地 0.25町歩 元日本人土地 0.34)	0	

資料：『朝鮮日報』1955.1.3, 1965.1.6 により訳者作成。

(注) 奪い返されたと見られるもの

○一、○七五町歩に激減した。また自作農が所有していた三町歩を超過する面積も、同期間のあいだに七五、〇〇〇町歩から三、六一九町歩に減少している。いいかえれば農地改革法が採択されるまでに早くも六八八、〇〇〇町歩の「対象面積」が姿を消したばかりでなく、三町歩を超過する自作農地もその大部分が行方をくらましている。こうした事態は「改革法」公布以後にも広範につづけられたので、その結果として欺瞞的「農地改革」を通じて買上げた土地は、三三一、七〇五町歩であり、したがってその実施面積は、新韓公社占有の敵産土地二四五、五五四町歩を算入しても五七七、二五九町歩にすぎなかった。

注意すべきことは、この数字は南朝鮮当局の発表によるものであるということである。というのは、南朝鮮の刊行物によれば「農地改革」による「分配」農地は、当局の発表数字よりも縮小して五四一、四六五町歩になっているからである。(訳注) 『朝鮮日報』一九五五年一月三日。

(訳注) この農地「分配」の実績については、さらに若干補足しておく必要がある。というのは最近の報道によれば、その実績は、この数字よりもさらに七万二千余町

歩が縮少されて四六万九千町歩になっているからである。たとえば一九六五年一月六日付『朝鮮日報』は、「この農地改革によって水田一九万一千町歩、畑地七万一千町歩、合計二六万七千町歩の農地が九二万五千余戸の、農地がないかまたは不足する小作人と零細農に分配され、また二〇万二千町歩の元日本人所有地が五九万六千余戸の農家に分配された」と報じている。

ところで『朝鮮日報』のこの「分配」総括は、同紙が十年前（一九五五年一月三日付）に総括した内容と大きな食い違いを犯しているが、私見によればこの食い違いこそ見のがしえない問題である。それは一〇七頁でも詳しく見るであろうように、一九五五年の時点（土地代金完納予定年度は一九四四年）では五四万一千四六五町歩の土地を一六四万六千一八〇戸の農家に「分配」していたものの、それ以来地主が「改革法」第十八条（土地代金を納めえない農民は当該農地を奪いとられる）をたくみに利用して、土地代金として「償還穀」を完納できえなかつた一二万五千余戸の「分配」農家から七万二千余町歩の土地を奪い戻したことを反映しているといえる。

前述の「食い違い」を分り易く整理すれば前頁の表のとおりであるが、同表によるかぎり地主に奪われたと見られる「分配」農地七万二千余町歩の約九〇％は、最初朝鮮人地主が所有していた畑地であることを指摘できる。

ともかく農民が「償還穀」をスムーズに納入できうるためには、その源泉は当該農地から彼らが得る剰余生産物でなければならないが、その土地収穫物をもってしては「剰余」ところか、賃金部分も賄えないばかりでなく、年度によっては肥料代・役畜賃借料等々のいわゆる不変資本に当る部分でさえも補填できえなかつた「分配」農民にとって、その農地を剥奪されたということはきわめて必然的帰結である。だから前述の「食い違い」は、「分配」農民が一九五五年以来彼らに「分配」された農地を奪われんがために、過度労働と過少消費という彼らの唯一の武器をもって、いかに抵抗してもしきれなかつたことの一部をそのまま反映しているものではなからうか。それはともあれ「分配」農地は当局発表数字に従っても、一九四五年当時の対象面積一五二万二、三五九町歩に対比すれば三七・八％、「農地改革法」公布時である一九四九年六

月現在の対象面積八三三、九〇六町歩に對比してさへ六八％にすぎない。

たとえば『朝鮮日報』は、「改革」当時地主たちが自分の土地を確保するために行なった権謀術策について、つぎのようにスケッチしている。すなわち、「農地改革が実施される頃、従来から作男を持ち、労賃を払いながら他人の労力に頼って農業を営む大農は言うまでもなく、地主層の大部分でさえもこのチャンスをおがさず小作人から耕地の一部づつを回収して、それをいわゆる自作農という口実の下に家族各人当り三、〇〇〇坪づつを農地法に基づいてそれぞれ分配を受けたほかに、二町歩未満までは黙認程度の方法で適度にわが物にし、二町歩以上については近親の名義に分与する等、巧妙な手段で「現状維持」を計ったのである」（『朝鮮日報』一九五五年六月十一日附）。

この記事は、すでに考察したように姿を消した小作地面積の「行方を示唆するものである。

こうして保留、強売、隠匿およびその他あらゆる権謀によって縮減された小作地面積は、解放以後約八〇万町歩に達するものと推定される。こうした事実を南朝鮮の刊行物すら認

めているのであって、たとえば『産業総覧』（一九五四年度版）は小作地面積の六一・三％に値する八八六、〇〇〇町歩が強売または隠匿されたと推算しているし、またいわゆる「UN韓国再建団」の元計画官J・ゼンキンス（カナダ人）は彼の手記の中で、このような土地が一九四七～一九四九年のあいだに約五〇万町歩、一九四九年以後約三〇万町歩、合計八〇万町歩以上に達すると指摘している。

要するに地主は、自分の土地のうち最優等地をすでに見たような各種の方法で有利に処理したのであって、概して劣等地のみを「改革」に委ねて一、五三二、七四八万ホァン（園）という土地価格の保障を受けるようになったばかりでなく、この金で有利な元日帝財産の払下げを受ける優先権をも獲得している。

一方、「分配」土地面積が縮小したのに反して「分配対象」農民は多かったので、一農家当りの「分配」土地面積は問題にならないほど零細なものであった。すなわち現地の刊行物が伝える土地「分配」実績によれば、水田三九三、七八四町歩、畑一四七、六八一町歩、合計五四一、四六五町歩の土地を一六四六、一八〇戸の農家に「分配」しているから、一戸

当り平均〇・三三町歩にすぎない。この猫のひたい位の土地が、農民をして「自立経済」を築くの何ら寄与しないということは明白である。それに農民は、土地代金として現物（粗穀）で「分配」農地分一、一五八七、〇〇〇石、帰属農地分八五二九、〇〇〇石、合計二、〇一六、〇〇〇石を、水田と畑とを合わせて平均一町歩当り三七石を納付するようになってきている。これは五年の期間中に毎年一町歩当り七・四石を納めなければならないことを意味している。ところが「政府」発表の誇張数字によっても、一九五〇～一九五四年の五年間の一町歩当り穀物平均収穫高は精穀一〇石程度であるので、これを粗穀に換算して対比すれば、土地代金は年収穫高の三〇％はおろか、五〇％以上に達している。それゆえに、前述の一、六四六、〇〇〇戸の農家は、毎年収穫高の半分をはるかに上廻る高率地代を、形式的には政府に實質的には地主に支払うところの隷属農民に転化させられた。と同時に、これらの農家の大多数は、その土地代価を支払うために、地主、高利貸に依存せざるを得なくなったし、一方すで見えてきた小作権剝奪を恐れて止むえず地主から土地を買入れた農民も、やはり地主ならびに高利貸に隷属を余儀なくされた

のである。

これまでの考察から「農地改革」によって生じた農村の階級関係の変化の本質を理解することができる。

なにはともあれ「農地改革」は、南朝鮮当局者が声高く主張するように地主階級と小作制度を決して清算したものでない。なるほど「農地改革」のため土地買上げならびに土地強売等によって、地主の数と彼らの所有土地面積において形式上顕著な変化・減少が生じたことは事実である。

しかし、これは地主が階級として存在しないとか、なかんづく農村における地主の経済的・搾取地盤が崩壊したことを意味するものではない。地主は、買上げ土地の補償金をもって「政府」保有の工場・鉱山のみならず、果樹園・種苗圃・桑畑のような農業用地および養蚕設備などを優先的に購入できるようになっており、また地主には従来から所有している広大な河川沼地、干潟地、開墾地、森林、果樹園、種苗圃および桑畑等のほかに、農業灌漑施設すらそのまま残されている。さらに地主は隠匿あるいは「自耕」形式を採って、多くの農地を依然として保有しているのである。

いかえれば地主は、「農地改革」後も相変わらず農地の一

部と、その他農業生産において重要な意義をもつ生産手段を、広汎に保有しているばかりでなく、とくに莫大な高利貸資金までも持っている。彼らは、かげに隠れたり、あるいは富農の仮面を被って「自耕」形式をとりつつ地主的搾取をつづけており、その一部は直接富農に転化しさえしている。だから外観上・形式上の現象とは違って地主階級は事実上存続しており、しかも彼らは農村において政治・経済的に支配的地位を依然として維持しているのである。

つぎに農民の経理変化を見ることにしよう。八・一五解放後広汎に行なわれた地主の土地強売と、「農地改革」によって一、六四六、〇〇〇余戸が五四方町歩の土地「分配」を受けた結果、自作農の数が増加したのは確かである。しかしながらこの自作農の増加も多くの場合形式的なものであって、実質的には土地を購入して自分の経済的土台を強固にしたのは一部の富農だけである。すでにみたように手厚い保護を受けた富農の隊列は、「農地改革」過程で経済的に強化された。またこの隊列の中には、過去の地主が外観上富農に仮装して潜入しているかまたは実際富農に転化している者がいるほかに、地方官僚ならびに地方の「有力者」が少なからず富農に

転化している。彼らは、「改革」過程において「農地委員会」や自分の職権を利用して所有地を確保し、あるいは新たに土地を横領して「土地償還穀」、「土地取得税」およびその他の負担の減免を受けながら次第に富農・地主化していった。こうして「農地改革」において富農隊列は一定の成長をもたらしている。

第4表 耕地規模別農家構成

	1945		1951	
	農家戸数	%	農家戸数	%
0.5町歩未満	676,835	32.8	932,615	42.5
0.5～1町歩	671,206	32.5	781,910	36.0
1～2町歩	459,453	22.2	372,970	17.1
2～3町歩	154,581	7.5	93,401	4.3
3町歩以上	46,972	2.3	3,034	0.1
非耕作農家	56,430	2.7	—	—
合計	2,065,477	100.0	2,183,930	100.0

資料：『経済年鑑』1956年度版
『朝鮮経済年報』1948年度版

これに反して自作農の大多数は形式上の土地所有者である。彼らは、土地「分配」を受けた農民であろうとまたは土地を強制的に売りつけられた農民であろうと、いずれも

高利貸金に頼らざるをえないのであり、結局農地代金および高利貸金の金利を支払わされるので、実質的には「政府」または高利貸業者に地代支払いの義務を負う隷属農民である。

また「農地改革」は、もともと零細だった南朝鮮の農業をより一層零細化せしめた。すなわち一九四五年、一農戸当り平均耕地面積は一・〇七町歩であったが、「農地改革」を終えた一九五一年には〇・八九町歩に減少している。

ところで、「農地改革」前後の経営規模別農家構成は第4表のとおりである。

同表でみるように、農家の経営規模別構成を一九四五年と一九四五年との両年度を対比すれば、まず〇・五町歩未満の農家は、総農戸数の三二・八%から四二・五%に最も増加しており、つぎに〇・五〜一町歩層は二一万户が増えて総農家戸数の三二・八%から三六・〇%に、つまり増加の第二位を占めている。これとは逆に、一町歩以上の階層はいずれもその比重が減少している。このように零細農家が激増したということは、土地を強制的に買わされた農民であるかまたは「分配」を受けた農民であるかを問わず、彼らは餓死を免がれんがために苛酷な債務奴隷への転化をいとわず土地にしが

みついている、という現象を反映している。

そもそも一町歩未満の耕地をもつ農家というものは、概して自分の土地生産物だけで生計を維持することは不可能であるが、こうした階層が総農家数の七八・五%に達している。

この階層の農民は、どんな苛酷な条件を押しつけられても再び地主の土地を小作しなければならぬし、いくら安い賃労働であってもやらざるをえない窮地に追込まれているのである。

「農地改革」が農村の階級構成をなら本質的に変化させなかったということは、現地の刊行物にも反映されている。

一例をとると、ある論者は「改革」後の総農家戸数のうち約一〇%は農業労働者であり、その六〇〜七〇%は耕地不足農家―零細農家であり、残りの二〇〜三〇%は「監督農家」であると規定したあと、つぎのように言っている。すなわち、

「彼ら（監農を指す―筆者）は実際百姓をせずに、ただ貸金払いで買入れた人夫を使って経営する、……その中には一家全部が都会に移って住みながら、農期のあいだけ農村に帰ってきて『監農』する者もある。これは一種の不在地主である。このような実情であるから農地改革が行なわれたとは言

われながらも……農地を全然持たない農業労働者がおり、また自分の所有地を耕作するだけでは一年を生きのび得ない細農が大部分である。それに不在地主まで再現されたのだから、これは旧態依然であって、農地改革の効果を見い出せない有様である」(『朝鮮日報』一九五五年六月九日附)。

南朝鮮の「農地改革」は、土地のない農民または土地の少ない農民を決して消滅させなかったし、勤労農民大衆に何らの利益も与えなかった。だから、一九五五年二月二日附『朝鮮日報』はつぎのように指摘している。すなわち、「単に敵産とか農地改革分の土地を耕作する農家は、その面積の大小を問わず彼らの全部が絶糧状態におかれている。農民の生活を貧困に落し入れたこの農地改革は、農民にとっては『泣き入り』を強いられただけである」。

「農地改革」の反動性ならびに、それによる農業生産関係の「変化」の本質は、「改革」後の農村経理の変化過程をみればより明白になる。

「農地改革」によって五四万余町歩が農民に「分配」され、地主の多くの土地が農民に強制的に売りつけられたのだから、小作制度に基づき搾取分野が従来より著しく狭められたこと

だけは事実である。だがしかし、小作制による搾取は「改革」後もやはり重要な地位を占めている。すでに考察したように、一方には地主が隠匿、保留その他の方法で多くの土地を保有しており、他方には餓死を免がれんがために如何なる苛酷な条件の小作や賃労働でも甘んじて耐えしのばねばならない多数の、土地のない農民または土地の少ない農民が存在する条件の下では、小作制度の存続は当然の帰結である。もし従来に比べて異った点があるとすれば、公然とした小作形態の外に隠へいされた形態が生じ、後者の比重がより大きくなっただけのことである。

「農地改革法」は、一方では小作制の禁止を規定していないが、他方では地主の一連の買上げ保留地に対して小作制度を公然と認めている。地主である「政府」官僚・軍警・地方「有力者」たちは、そうした規定を拡大利用して公然と小作に出しており、しかも小作料として規定の三〇%をはるかに超過する五〇%以上を略奪している。また、位土を耕作する代価として墳墓を管理し祭祀の費用を負担するのも、もちろん露骨な封建的小作制度の一形態である。

だが、「改革」以後の小作関係は、いろいろな隠蔽された形

態で行なわれているところにその特徴がある。つまり農村において政治・経済的実権を掌握している地主は、多種多様な形態で小作関係を維持している。たとえば、早くも地主は、

「農地改革」の以前から自分に経済的に隷属させている小作人と内輪的約束の下に、名目上の土地所有権を小作人の名義に変更しておいて、小作料として従来どおり現物を秘密に貰うか、あるいはヘンランサリ（部屋住み）・作男・季節雇または日雇等の形態で労力の無償提供を受ける。これとは反対に形式的には地主が自耕しているかのように見せかけながら、秘密契約の下に小作に出して従来同様の打租または賭租をとる形態もある。この二つの形式（土地所有権の名目上の移転および地主の自耕形式）のいずれかを用いながら、実質的には地主の土地の一部分の耕作権またはその収穫物の取得権を農民に与える代りに、地主土地の他の一部分を内緒で地主のために無償で耕作させる、という賦役制度も利用している。また春耕期に耕作契約を結び、それに基づいて地主が都給賃金として耕作賃を小作人に先払いし、秋の収穫物全部を地主が占有するという、いわゆる予約または下請小作^(進)という形態もある。そればかりでなく隠蔽された地主・秘密小作関係の

存在と関連することだが、耕作権転売の紹介、ことに小作権の又貸（たとえば収穫高の五割小作権を六割に又貸をして一割を中間搾取する）等によって、中間搾取を生業にする者さえも存在している。

（注）南朝鮮の出版物は、「改革」後の小作関係の復活について、つぎのように言っている。すなわち、「いわゆる下請式小作制度というものが広まっている。これは、その先払賃金を収穫高に換算してみれば三・七制小作制度を顛倒して小作人が三割、地主が七割を取得するという、いわば農奴制に類似した最も苛酷な搾取であるが、それが最近行なわれている。この制度のほかに、旧小作制度すなわち俗にいう『半打作』という制度が、再び復活され公然と横行している、ということも事実である」（『朝鮮日報』一九五五年六月九日付）。

以上でみてきた小作関係は、よしんばそれがどんな仮面で装っていようと、本質上従来の小作関係と何らの差異もないのである。ただその諸形態のうち下請小作だけは、封建的搾取関係が濃厚であるとは言え、そのさい農民が受取るものは賃金であり、地主が受取るものは小作料ではなく収穫物全

第5表 耕地規模別農家構成

	1946		1951		1953		1956	
	農家戸数	%	農家戸数	%	農家戸数	%	農家戸数	%
0.5町未満	723,870	33.9	932,615	42.5	1,011,032	44.9	952,190	43.1
0.5～1町歩	735,510	34.4	781,910	36.0	768,600	34.2	676,108	30.6
1～2町歩	458,234	21.4	372,970	17.1	370,848	16.5	448,981	20.3
2～3町歩	128,483	6.0	93,401	4.3	95,722	4.3	125,113	5.7
3町歩以上	34,797	1.6	3,034	0.1	2,930	0.1	8,157	0.3
非耕作農家	56,394	2.7	—	—	—	—	—	—
合計	2,137,288	100.0	2,183,930	100.0	2,249,132	100.0	2,210,549	100.0

資料：『経済年鑑』1956年度版、『朝鮮経済年報』1948年度版、『産業経済新聞』1957.1.1、『朝鮮日報』1957.12.26

体である、という意味で資本主義的搾取要素が介在している。しかしこの形態も、南朝鮮の農村経済の資本主義化過程における必然的・過渡的産物として発生・発展してきたと言うよりも、主に公然たる小作制度は形式上制限・禁止されている条件と関連して普及しているものである。

このように「農地改革」以後においても、封建的小作関係は本質的に従来とほぼ変りなく存続している。

だとすれば、こうした小作関係が、今後、どういう方向に発展するだろうか？「改革」以後数年間の事実分析を通じて、この問題について答えてみよう。

「農地改革」以後、何年も経過しないうちに農村の階級関係には、大きな変動がおきている。中農層が没落し、地主・富農階級が強化される反面、零細貧農・雇農・離農階級は急速に拡大している。ここで参考までに耕地規模別農家動態をみれば、第5表のとおりである。

第5表によれば、まずはじめに○・五～一町歩の農家（南朝鮮の一農戸当り耕地面積が○・八九町歩であるということ）を考慮に入れれば、この階層の中には中農の下層が多数含まれていると言える。は、不断にかつ急激に没落して、「改革」

以来五年間に一〇万五、〇〇〇余戸も減少している。〇・五町歩未満を耕作する極細農家は、一九五三年までに七万八、〇〇〇余戸も増加したが、それ以後三年間に五万八、〇〇〇余戸が減少している。これは南朝鮮の農民の貧農化・零細農の極細農化、ことに一九五三年以後の極細農の減少は猫のひたい位の土地さえも維持できずに離農する現象を反映したものである。すなわち一九五三～一九五六年のあいだに、南朝鮮の農家は三万八、〇〇〇余戸も減少している。他方、二～三町歩農家ならびに三町歩以上の農家は、とくに一九五三年以後農民が没落する時期に急速な増加を示し、わずか三年のあいだに前者は二二・一％に、後者は二八・〇％にそれぞれ増加している。中間階層の没落によって極細農・離農および大農の両極増加は、まぎれもなく「農地改革」以後の深刻な階級分化過程を現わすものである。

このような農村の階級分化は、農民が「農地改革」において「分配」を受けた土地を放売・収奪され、この土地が地主・富農に再集中する過程を反映するものである。

「農地改革」後、「農地償還殺」のほかに租税、信用および流通部面における搾取強化のために、農地価格を完納して

第6表 農地代金償還実績

単位：石（精穀）

	償還計画量(A)	償還量(B)	未償還量	B/A %
1950	4,023,373	3,203,528	819,845	79.0
1951	4,023,373	1,842,579	2,180,794	45.0
1952	4,023,373	780,580	3,242,793	19.0
1953	4,023,373	172,649	3,850,724	4.0
1954	4,023,373	10,760,371	3,357,158	
1955				
1956				
合計	20,116,865	16,759,707	3,357,158	83.3

資料：『経済年鑑』1955年版、『産業経済新聞』1957.9.25

土地の完全所有者に転化した農民は、ほんの一部分にすぎない。農地価格の調整高とその償還実績とを対比すれば、第6表のとおりである。

第6表でみるように、農

地代金が完納せられるはずの一九五〇～一九五四年間の償還実績は、極めて低い比率であり、しかもその比率は年々低下している。この現象こそは、極度の搾取にうめく南朝鮮の勤労農民にとって、農地代金を到底負担でき得ないということをも明白に立証している。にもかかわらず米・「韓」当局は、償還期間が終る一九五四年以後にも農民から償還殺の略奪を

つづけている。しかし「分配」農地三二六万件のうち償還穀を完納した件数は、締切期限から二年も経過した一九五六年末現在三五％にすぎないのであって、自分の名義に登記を済ませて名実共に土地所有者になり得たのは七％、すなわち二四万件にすぎない。

「政府」は「農地改革法」第一八条を適用して、償還穀を完納でき得なかつた土地を農民から再び横奪して地主・富農への再分配を強行している。一例をあげると慶尚北道だけでも、それは一九五六年九月末現在一、〇〇〇余件に達している。また農民は「改革」が行なわれていくらもたまたまいうちに、苛酷な収奪に耐えきれずに土地を手ばなすという事態が多数統出し、すでに一九五四年十一月現在、「分配」を受けた農戸数の二五％が土地を手放しており、全羅北道の場合には、一九五六年四月現在それが八〇％に達している。このように土地は、「農地改革」後地主・富農の手に再集中されている。

南朝鮮の刊行物さえ、こうした事態をかくすことはできない。たとえば『韓国日報』（一九五五・一・一五）は、「農地改革やっても、やらんでも——放売される分配農地、五年

も経ずして新地主の手に——」という標題の下に、つぎのよう

に言っている。

「政府機関の集計資料によれば、農地改革実施以後五年期間で分配農地代価の現物償還を約束した農民の中に、絶糧または富農資金の枯渴のため土地を売払って都市に集中する惨状があらわれている。……分配農地を売って差当りの急迫な生計に当って国を去る、その悲惨な結果は、富農資金の枯渴と過重な賦課金によって苦しむわが農村の疲弊状態をそのまま現わしているのであって、土地は再び新地主に帰しつつある、という感を与えている」。

また『朝鮮日報』（一九五五・六・一〇）は、「農地改革のとき分配を受けた農家のうち、中農はほとんど没落させられ、新地主が登場するようになった。今、われわれの農村には、全農家の七割という大多数が二割強の大農に吸収される過程が進行している」と、嘆いている。

こうした現象は絶えずつづいている。たとえば雑誌『財政』は一九五七年七月号の中で、つぎのように指摘している。すなわち、「農地改革後、生産農民に対する土地現物税の過重課税によって、改革の成果を決定的に抹殺するように大

ったという事は、周知のとおりである。そして目下、土地の集中と小作契約の取引がいたる処で行なわれているのだから、政府は自分がまいた種子を自らふみにじる格好を招いた」と。

また一九五八年十月四日付『世界通信』は、「農地改革」以後の九年間の実態を総括する中で、「従来よりもっと苛酷な小作方式が横行しており」、「分配された農地は又売り」されて「新興地主が出現」する始末なので、「農地改革」は農民のためには「何ら寄与するところがなかった」と、主張している。

かような事情の中で、小作制度は形式上一定の「制限」を受けており、雇農の労力搾取は公然たる分野になっているから、この搾取分野が「改革」以前より一層拡大しているということは想像にかたくない。

南朝鮮の農村には雇農が、一九四三年に一二三万名（『朝鮮経済年報』一九四八年版）であったが、「改革」直前である一九四九年六月には二七万名（『調査月報』韓銀一九五三・三）に増加し、農業総人口の二・九割に達した。彼らは、「農地改革」でも営農能力がないという口実（『改革法』第十一条）によって「分配」対象から除外されたので、引き続き

き雇農の境遇を脱け出すことはできなかった。

すでにみたように「農地改革」後、土地のない農民・離農戸数の増加によって、農村失業者は急速に増加した。すなわち、一九五二年の農村失業者は六七万名であったが、一九五六年に七〇万名、一九五七年一月には九二万名に激増している。概して都市工業が発展している国では、農村失業者が工業の重要な労働予備軍として都市に流出するのだが、南朝鮮の事態はこれと全く異なる。米国の植民地略奪政策によって都市工業が容赦なく破壊されたために、都市失業者群も激増しており、彼らは農村に逆流入させられるという事態を招いた。その結果、農村の雇農層は絶えず拡大し、彼らの賃金は極めて低い水準にきぎ付けされている。だが彼らの大部分は、近代的意味における農業労働者ではなく、ヘンランサリ（部屋住み）・作男その他として人格的にも地主または富農に隷属させられていて、農業労働のみならず家事・雑用の諸務にも従事させられ、半封建的搾取をうけている。これは過去における日帝支配下の雇農と本質的差異がないということである。農村において労働力を売るのは、独り雇農だけではなく、多数の貧農もそうである。ところでその雇用形態をみれば、日

第7表 経済規模別労働力構成

	農家総戸数に 対する比率	労働力構成比	
		家族労働力	雇用労働力
2町歩以上	4.4%	63.2%	36.8%
1～2町歩	16.5	87.0	13.0
1町歩未満	79.1	100.0	0

資料：『財政』1956年8月号
『経済年鑑』1956年版

雇・季節雇は言うまでもなく、とくに特徴的なのは現金または現物負債を返済する代りに、債権者の土地を耕作してやるといふ債務労働の形態、すなわちカペラといわれる関係が広汎に普及していることである。農村に老大な潜在失業者があり、○・五町歩未満の極細農家および○・五町一町歩の貧農の大部分が、労働力を売るかまたは兼業を

反映してはいるが、その反面封建的搾取関係を存続・拡大していることをも表わしている。もちろん、形式的とはいえない程度小作制度が制限されており、一方土地から分離された雇農・各種失業者の増大および土地の地主・富農への集中は、資本主義的搾取関係の発展に寄与する一定の条件になる。しかしながらその反面、都市工業の破壊と潜在的農村過剰人口の拡大再生産、米・「韓」当局の農村収奪政策の強化と現代的機械・技術の農業への導入の排除—これらの諸条件は、農村に根強く残存している封建的遺制および生産手段の地主階級への再集中と共に、封建的搾取関係を拡大再生産するようになる。土地から遊離させられた老大な潜在的農村過剰人口は、都市への出路を見出しえずして、その大部分が地主の土地の小作によって生命を維持していかざるを得ないし、また彼らの一部は雇農に、ひどい場合には山奥の僻地にもぐって火田民に転化する外に仕ようがない。アメリカが南朝鮮において植民地略奪政策を敢行するかぎり、農村における封建的搾取関係は支配的な形態として引き続き残るであろう。こうした事情は南朝鮮の出版物すら認めているところである。(註)

持たなければ、実際に飢餓生活さえも維持し得ない条件を利用して富農ならびに地主は、雇用労働者を惜みなく搾取している。南朝鮮の富農・地主の雇用労働力の使用状況をみれば、第7表のとおりである。

以上のような雇用労働者の搾取現象は、南朝鮮の農村経済において資本主義的搾取関係がある程度発展していることを

(註) 「この減少した農家、都市失業者および農村で分

した過剰人口は、都市で浮浪のあげくに農村へ還流するようになる。「現実的には……土地を喪失していても農村内部にとどまって、小作農・雇農・日雇労働者に転化するのである。場合によっては火田民に、または他所へと村を離れる」（『産業経済』一九五七年三月号）

「大農・富農が土地を集中する源泉は、正常な農業利潤ではなく、主に高利貸の収奪に依拠している。そしてその集中は近代化に伴う経営規模の拡張に目的があるのではなく、封建社会の遺制を踏襲した小作制度を利用するためである。よしんばその土地を自営する場合であっても、近代的意味における農業労働者を雇用しないのであって、古さびた封建的収奪を行っている」（上掲書）

三頁）

さて、ここまでの考察に基づいてわれわれは、「農地改革」の社会経済の本質と「改革」以後における農業生産関係のいわゆる「変化」という、二つの問題について一定の結論を与えることができる。

(一)、「農地改革」は、決して南朝鮮の農村における地主的支配基礎を破壊することはできなかったし、封建的搾取関係

を清算することもできなかった。一定の変化はあるとしても、地主的所有制度はそのまま維持している。

地主は「改革」以後にも一部の農地を保有しており、森林・河川沼地・果樹園・桑畑・灌漑施設等を独占している、と同時に、農民に対する苛酷な高利貸的搾取およびその他の方法を利用して、農村において政治・経済的に地主的地位を依然として維持している。

(二)、「封建的小作関係は、公然または隠蔽形態でなお維持している。

(三)、「農地改革」後、アメリカの独占資本ならびに南朝鮮の隷属資本によって、農村搾取がより強められ、農民搾取から獲得した収益の再分配が彼らに有利に行なわれている。

(四)、「改革」過程において自作農の数は形式上増加した。

同過程において、手厚い保護を受けた一部の富農の地位は強化され、大多数の地主も富農をよそおったので、農村支配層の構造において富農の比重が高まった。

しかし自作農の大多数は、名目上の土地所有者にすぎず、あれこれの形態でなお地主の土地を耕作しているか、あるいはそうでない者も土地代金・高利貸金の利子・封建的租税等

の形で「政府」または高利貸業者に、地代を支払わねばならない隷屬農民である。

(四)、「農地改革」は、もともと容細であった南朝鮮の農業をより容細化せしめた。

(五)、「農地改革」以後の過程には、一方では資本主義的搾取関係の一定の発展を見ることができ、他方ではこの発展が抑制され、土地は地主の手に再集中し、小作制度が拡大されて封建的搾取関係が強化されている。

したがって南朝鮮の農業の基本問題Ⅱ土地問題は解決されていないし、封建的搾取関係はなお基本的なものとして残存している。